

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

福島県条件付一般競争入札実施要領に基づく条件付一般競争入札とする。

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。その際、明らかに入札参加資格を有しない者があった場合、その者は再度入札に参加できないものとする。

なお、再度入札を行った場合で再度入札を執行しても落札候補者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（以下「施行令」という）の規定により随意契約とする場合がある。

入札者がいない場合は、当該入札は取りやめる。

2 入札の条件等

入札の際提示すべき条件は、次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札保証金

入札説明書による。

(3) 低入札価格調査制度

施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事である。

詳細は、入札説明書による。

(4) 契約保証金

入札説明書及び別紙「契約の保証について」による。

(5) 前金払

福島県財務規則第112条（以下「規則」という。）で定める前金払は、次のとおりとする。

ア 第1項に定める前金払 請負代金額の4割以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）

ただし、調査基準価格を下回って落札した場合は、請負代金の2割以内の額（1万円未満の額は切り捨てる。）

イ 第2項に定める中間前金払 請負代金額の2割以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）

(6) 部分払

規則第238条で定める部分払は、工事の既済部分に対する代価の10分の9以内の額（1万円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金の10分の5（中間前金払の約定をするときは、10分の6（前金払の約定をしないときは、10分の3））を越えた場合に限る。なお、部分払の回数は、規則第239条第3項で定めるところによる。

(7) 工期

入札公告のとおりとする。ただし、工事の着手時期は契約締結の日から7日以内において

工事発注者が指定する日とする。

(8) 現場代理人届等

受注者は、本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定め、契約の締結の日から5日以内に経歴書を添付して発注者に提出すること。

(9) スライド条項に基づく請負代金額の変更

入札説明書による。

(10) インフレ条項に基づく請負代金額の変更

入札説明書による。

(11) 工事請負契約締結後における単価適用日変更に伴う特例措置

この工事については、当初契約締結日において予定価格の積算に直近の単価表が適用されていない場合、その締結日から30日以内にその単価差を請負代金に反映させるため協議を請求することができる。

(12) 不可抗力による損害の負担

入札説明書による。

(13) 下請負に附する場合の遵守事項

工事の一部を下請負に附する場合は福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。

(14) 配置予定の技術者

入札説明書のとおりとする。

(15) 工事請負契約書

「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、特約条項で別記の条項を挿入する。

(16) 見積内訳書

入札参加者又は入札参加者の代理人は、見積内訳書（数量・単価・金額等を明らかにしたものに限る。）を提出しなければならない。見積内訳書の提出がない場合、当該入札は無効とする。

(17) 見積内訳総括表

入札参加者又は入札参加者の代理人は、見積内訳総括表を提出しなければならない。

見積内訳総括表の提出がない場合、当該入札は無効とする。

(18) 契約確定の時期

地方自治法第234条第5項の規定により発注者及び受注者が記名押印したときに確定する。

(19) 入札の際に提示すべき書類は、次のとおりとする。

設計書（金額抜き）、設計図、仕様書

[別記] 特約条項

第1 受注者は、約款第4条第1項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となった場合は、この限りではない。

(注 この特約条項は、落札額が500万円未満の場合に特約することとし、500万円以上の場合は特約しない。この場合、特約条項第2以下の各条項を1条繰り上げることとする。)

第2 約款第38条第1項ただし書きの表中、請負代金の額2,000万円以上の場合、発注者と受注者とが協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。

(注 この特約条項は、落札額が2,000万円以上の場合に特約することとし、2,000万円未満の場合は特約しない。この場合、特約条項第3以下の各条項を1条繰り上げることとする。)

第3 約款第35条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の4.5」と、同条第3項中「1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上」とあるのは「300万円以上」と、同条第6項中「10分の4」とあるのは「10分の4.5」と、「10分の6」とあるのは「10分の6.5」と、同条第7項及び同条第8項中「10分の5」とあるのは「10分の5.5」と、「10分の6」とあるのは「10分の6.5」と読み替えて、この規定を準用する。

第4 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付することができる。

(注 この特約条項は、現場代理人の常駐義務の緩和に該当する場合に特約することとし、それ以外の場合は特約しない。この場合、特約条項第5の条項を繰り上げることとする。)

第5 約款第37条に次のただし書を加える。

ただし、平成28年4月1日から令和6年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和6年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第6 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（仮設工事、土工事及び一式とされた項目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。

2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

3 監督員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。

4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。

5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認め

られるときは、工事請負契約約款第 25 条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における同条第 1 項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。

[別記 2] 特約条項（低入札価格調査基準価格（非公表）を下回る落札者の場合）

第 1 この契約の保証については、約款第 4 条第 2 項及び第 5 項中「10 分の 1」とあるのは「10 分の 3」と読み替えて、これらの規定を準用する。

第 2 約款第 35 条第 1 項中「10 分の 4」とあるのは「10 分の 2」と、同条第 6 項中「10 分の 4」とあるのは「10 分の 2」と、「10 分の 6」とあるのは「10 分の 4」と、同条第 7 項中「10 分の 5」とあるのは「10 分の 3」と、「10 分の 6」とあるのは「10 分の 4」と、同条第 8 項中「10 分の 5」とあるのは「10 分の 3」と、「10 分の 6」とあるのは「10 分の 4」と読み替えて、これらの規定を準用する。

第 3 約款第 38 条第 1 項ただし書きの表中、請負代金の額 2,000 万円以上の場合、発注者と受注者とが協議して定める回数は 3 回（中間前金払をする場合は 2 回）とする。

（注 この特約条項は、落札額が 2,000 万円以上の場合に特約することとし、2,000 万円未満の場合は特約しない。この場合、特約条項第 4 以下の各条項を 1 条繰り上げることとする。）

第 4 受注者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項又は第 2 項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の要件（主任技術者又は監理技術者となるための要件）を満たす者 2 名を配置すること。

なお、当該工事が建設業法第 26 条第 3 項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2 名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。（建設業法施行令第 27 条第 2 項の適用は認めない。）

第 5 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第 10 条第 2 項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付することができる。

（注 この特約条項は、現場代理人の常駐義務の緩和に該当する場合に特約することとし、それ以外の場合は特約しない。この場合、特約条項第 6 の条項を繰り上げることとする。）

第 6 約款第 37 条に次のただし書を加える。

ただし、平成 28 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和 6 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第 7 受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書（仮設工事、土工事及び一式とされた項目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。）に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、確認を求めることができないものとする。

- 2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- 3 監督員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。
- 4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。
- 5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、工事請負契約約款第25条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における同条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。